

# 若松税理士事務所通信

平成29年10月号 No.60

## <ごあいさつ>

暑さも和らぎ、涼しい日が続いております。また、あちらこちらで秋の訪れを感じ、心地良い季節ですね。

朝晩肌寒くなってきましたので、季節の変わり目のこの時期、風邪等引かれませぬよう、お体ご自愛下さい。

## <個人の確定申告・節税対策について>

今年も早いもので、3ヶ月を切りました。確定申告の手続きまでには、まだまだお時間はありますが、そろそろ税金対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要がありますので、何点かご紹介致します。

- ① 青色申告承認申請の届出（来年度より適用）
- ② 青色専従者給与の届出（専従者雇用日より適用）
- ③ 貸倒引当金の計上
- ④ 純損失の繰越し（3年間）
- ⑤ 少額減価償却資産（30万円未満）の購入必要経費の確認・見直し
- ⑥ 倒産防止共済の加入・増額
- ⑦ 小規模企業共済の加入・増額
- ⑧ 確定拠出年金の加入
- ⑨ 生命保険の加入（一般・介護医療・個人年金）
- ⑩ 医療費の領収書の集計（目安10万円）
- ⑪ 配偶者特別控除の確認
- ⑫ ふるさと納税（寄付金控除）の活用
- ⑬ 住宅ローン控除（最大10年間）
- ⑭ 所得拡大促進税制の活用
- ⑮ 消費税の簡易課税制度の検討・見直し

※上記の制度や内容の適用には、一定の条件がありますので、必ず税理士にご確認下さい。

## <10・11月の税金関係>

- ① 8月決算の確定申告・2月決算の中間申告
- ② 個人市県民税の納付（第3期分）・・・10月末日
- ③ 所得税の予定納税額の納付・・・11月末日
- ④ 個人事業税の納付・・・11月末日

なお、10月以降より、税務署から『**年末調整に関する書類**』が、また保険会社等から**各控除証明書等**が送付されます。これらは、年末調整の手続きに絶対に必要となりますので、必ずご確認をお願い致します。

## <若松家の出来事>

現在、長男（年中）、次男（年少）、長女（1才）の3児の父親として育児に奮闘しております。

先月は、毎年9月にある高校の同窓会に参加してきました。そのため、子供達は祖父母・従妹と毎年恒例になっている梨狩りに行って来ました。毎回写真で確認しますが、小さな手で大きな梨をしっかり持っています。来年は、私も一緒に参加をしたいと考えています（夕方から同期会に参加すると思いますが…）。

また、長女がようやく一才になりました。そのため、妻も育児休暇が終了し仕事に復帰することに。そして、長女は託児所に通い始めました。今のところあまりぐずることなく、楽しそうに過ごしているようです。

なお、長男と次男は、妻が仕事の日は預り保育で頑張ります。復帰する前は、寂しいとかグズグズ言っていました。預り保育中は大好きな工作などをするようで、それなりに楽しく過ごしているようです。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、  
電話・メール・FAXにて  
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所  
下関市南部町2-7-2F  
(弁護士法人ラグーン本店2階)  
電話：083-234-1448  
FAX：083-234-1449  
E-mail：info@wakamatsu-office.com  
HP：www.wakamatsu-office.com

